

ロシアにおける意匠特許要件



協和特許法律事務所
弁理士 谷口 登

1. はじめに

ロシアにおいて意匠の特許要件¹は、新規性等、日本の意匠の登録要件と共通するものも多いが、商標権との抵触等についても特許要件となっている等、日本における意匠の登録要件と異なる点も多い。また、2014年10月1日よりロシア民法が改正され、意匠の特許要件も当該改正の影響がある。

そこで、本稿では、改正法の内容を踏まえた上で、ロシアにおける意匠の特許要件について紹介したい。

2. ロシアにおける意匠特許要件

(1) 保護対象（民法1352条1項）

保護対象は工業製品又は手工芸製品の美的な外観に関するデザインである。したがって、製品の内部構造に関するデザインについては意匠特許を受けることができない。

製品には、組物（セットもの）、製品の独立した部分のほか、ロゴ、フォント（タイプフェイス）、グラフィックユーザーインターフェース、室内装飾²も含まれる（意匠行政規則9.4）点で、日本の意匠法上の「物品」よりも広い。

製品の独立した部分についても保護対象となるので、部分意匠についても保護を受けることが可能であるが、当該部分は、当該製品の使用時に視認可能な機能的に独立した部分であることを要する点に留意する必要がある³。

(2) 新規性（民法1352条2項及び4項）

新規性を有する意匠とは、公知意匠とは異なる意匠をいい、公知意匠とは、意匠特許出願の優先日前に公然知られた意匠、公然実施された意匠、刊行物やインターネットに開示された意匠

1 ロシアでは意匠は特許制度の下で保護される。

2 グラフィックユーザーインターフェース、フォント（タイプフェイス）及び室内装飾の意匠特許例は、同誌の4月号及び5月号で紹介している。

3 部分意匠として保護を受ける場合には、保護を受けようとする部分を実線で、保護を求めない部分を破線で図面に表わすことにより意匠を特定する（意匠行政規則9.8(3)）。